

## 事業再評価調書（2回目以降）

事業種別 事業名	大阪市公共下水道事業（高度処理事業）	
担 当	建設局下水道河川部調整課（連絡先TEL：6615-7590）	
1 再評価理由	国庫補助事業を除く事業で事業再評価した年度から5年間が経過後の年度で継続中のもの（国庫補助事業であったが22年度より交付金化）	
2 事業概要	①所在地 図1参照	大阪市域（流域関連公共下水道区域除く）
	②事業目的	<p>大阪市の下水道はほぼ全市域に普及し、市内の河川水質は大幅に改善されているが、大阪湾は閉鎖性海域であるため、窒素・リン等の栄養塩類を含む底泥が堆積するとともに、富栄養化が進行しており、赤潮の発生など海域での水質汚濁が慢性化し、一部海域において環境基準が未達成となっている。</p> <p>大阪府が関係府県、市町村の意見を参考に策定した大阪湾流域別下水道整備総合計画(平成22年8月)における整備目標（暫定目標…窒素：10mg/L）を達成できるよう、処理施設の更新に合わせて、順次高度処理を導入する。</p>
	③事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度処理に対応した水処理施設の新設 1か所</li> <li>高度処理に対応した水処理施設の再構築 1か所</li> <li>高度処理に対応した既設水処理施設の改造（設備機器更新等） 3か所</li> </ul>
3 事業の必要性の視点	①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化	良好な水環境の創出のために河川や海の水質環境基準の達成をめざし、老朽設備の更新にあわせて施設の高度処理化を図るとしている。
	②定量的効果の具体的な内容	<p>[効果項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共用水域の水質保全効果（窒素が除去されることによる水質汚濁の軽減効果）</li> </ul> <p>→定量化において、土砂等に含まれる総窒素を浚渫により除去するための費用を便益として代替している。</p> <p>[受益者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市域の下水処理場から放流される公共用水域の利用者（市内河川の水環境や景観の保全により、水都大阪にふさわしい都市魅力を楽しむことができるとともに、閉鎖性水域である大阪湾、瀬戸内海の富栄養化を防止できる。）</li> </ul>
	③費用便益分析 図2参照	<p>[算出方法]</p> <p>下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)（平成18年11月 社団法人 日本下水道協会）および同(案)（追補版）（平成20年4月 社団法人 日本下水道協会）に準じて実施（代替費用法）</p> <p>[分析結果]</p> <p>費用便益比 B/C=9.39 （総便益B：7,445億円、総費用C：793億円）</p>
	④定性的効果の具体的な内容	<p>[効果項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>窒素以外の汚濁物が除去されることによる水質汚濁の軽減効果</li> </ul> <p>[受益者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市域の下水処理場から放流される公共用水域の利用者</li> </ul>
	⑤事業の必要性の評価	費用便益比が1以上と投資効果があり、また法令で規定されている計画を下水道事業者の責務として遵守する観点からも必要性は高い。

	事業開始時点 (平成20年3月)	前回評価時点 (平成25年3月)	今回評価時点 (平成30年3月)	
4 事業の実現見通しの視点	①経過及び完了予定	事業開始年度 平成19年度 事業完了予定 平成37年度	事業開始年度 平成19年度 事業完了予定 平成37年度	事業開始年度 平成19年度 事業完了予定 平成37年度
	②事業規模	導入処理場数 5か所 (窒素除去対応)	導入処理場数 5か所 (窒素除去対応)	導入処理場数 5か所 (窒素除去対応)
	うち完了分	—	導入済処理場 0か所	導入済処理場 3か所
	進捗率 図3参照	—	—	60%
	③総事業費	350億円	350億円	350億円
	うち既投資額	—	15億円	37億円
	進捗率 図4参照	—	4%	11%
	④事業内容の変更状況とその要因	事業内容および事業費については大幅に変更していない。		
	⑤未着工あるいは事業が長期化している理由	事業全体としては、予算の範囲内で進捗している。		
	⑥コスト縮減や代替案立案の可能性	可能な限り既存施設を有効利用すること等によるコスト縮減や運転管理の工夫等による効果の早期発現を図っているが、平成32年度までの策定が求められている経営戦略をふまえ、今後も引き続き効率的・効果的な事業実施を行っていく。		
⑦事業の実現見通しの評価	平成37年度の事業完了に向け、予算確保などは大変厳しい状況となっているが、平成32年度までの策定が求められている経営戦略を基に、計画汚水量の見直しも含めた事業の再検討を実施することで、完了年度での完成予定である。		評価 B	
5 事業の優先度の視点の評価	<p>[重点化の考え方] 本事業は、施設の改築更新にあわせ高度処理化を進めており、改築更新事業が、建設局運営方針において重点的に取り組む戦略として位置づけられていることから、重点的に予算を投資し事業を推進する。</p> <p>[事業が遅れることによる影響] 事業が遅れることにより、大阪湾流域別下水道整備総合計画に規定されている水質環境基準を達成年限（平成37年度末）までに完了できない。</p>		評価 A	
6 特記事項	平成25年度の再評価の対応方針は事業継続（B）であり、現在、その方針に沿って概ね計画的に整備を実施しており、今後は、平成37年度の事業完了に向けて、予算の範囲内で事業を推進していく。			
7 対応方針（案）	<b>「事業継続（評価B）」</b>			
（理由）	<p>大阪湾流域別下水道整備総合計画を大阪府が環境基本法に基づき策定し、平成37年度までに水質環境基準の達成・維持するため計画している。また、水質汚濁防止法に基づく、総量削減計画と整合を図っており、下水処理場の放流水には総量規制が課せられ、総量規制を順守しない場合は改善命令後、罰則規定がある。</p> <p>事業を取り巻く社会経済情勢等の変化により、本事業の必要性は変化しておらず、また、法令に基づき下水道事業者がその責務を果たすために当該事業を進めていく必要がある。</p> <p>事業については、平成37年度の事業完了までに目途がたっており、予算の範囲内で概ね着実に事業を進めている。</p> <p>以上を総合的に勘案すると事業継続（評価B）が妥当と判断する。</p>			
8 今後の取組方針（案）	高度処理事業については、法令に基づき下水道事業者がその責務を果たす必要があり、局運営方針に基づき、既存施設の効果的な有効活用や新技術等の導入も検討し、予算の範囲内で水処理施設の更新に合わせた実施により、平成37年度での水質環境基準の達成に向けて重点的・継続的に事業を実施する。			